

## 損害保険の適正な募集について

自動車保険などの販売にあたり、「損害保険の適正な募集」について、「社団法人 日本損害保険協会」から当会に周知・徹底の依頼がありました。整備業界に対する社会の理解と信頼を高め、あらゆる面での法令遵守体制を確立する観点から、以下の事項を徹底くださいますようお願いいたします。

### —お客さまとの契約手続きを適正に行ってください！—

- ① 重要事項説明書類（「契約概要」「注意喚起情報」等）を必ずお客さまにお渡しし、説明してください！



「契約概要」「注意喚起情報」をお読みいただくことをお願いするとともに、補償される内容、補償されない内容や、どのような特約がついており、その特約により補償範囲が広がるのか、狭まるのかなど、契約する保険に関する重要なことから説明しましょう。

- ② お客さまのご意向を正確に確認してください！



契約しようとする保険商品がお客さまのニーズに合致した補償内容であることを確認いただきましょう。

- ③ お客さま自身に署名または記名・押印いただくようにしてください！



お客さまに十分に商品内容等をご理解いただき、契約の意思確認を行ったうえで、保険契約申込書等にはお客さまご自身で署名または記名・押印いただき、契約を締結してください。

### ◆無断契約や代印・代筆等、法令等で禁じられている行為は認められません！！

これらの行為は、お客さまとの信頼関係を失うことにもなりますのでご注意ください。